

大口町告示第38号

大口町短期介護事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町短期介護事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町短期介護事業実施要綱（平成12年大口町告示第64号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、年間利用延日数は30日を限度とする。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1号で規定する災害等に該当し、町長がやむを得ない事情があると認める場合は、連続した30日を限度とし利用できるものとする。

第6条第2項中「。以下「決定通知」という。」を削る。

第7条第1項ただし書を削る。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。